

## 施策評価調書(5年度実績)

				施策コード I-5-(3)		
政策体系	施策名	消費者の安心の確保と動物愛護の推進	所管部局名	生活環境部		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	関係部局名	生活環境部		
				長期総合計画頁	51	

### 【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	消費者の権利の尊重と 消費者の自立の支援	市町村や消費者団体等との連携・協働	生活衛生関係施設の衛生水準の向上	人と動物が共生できる社会の推進

### 【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する 取組No.	基準値		5年度			6年度	目標達成度(%)									
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125					
i	①②	H26	93.6	96.2	95.4	99.2%	96.4	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ii	④	H30	2,453	1,500	1,218	118.8%	1,500	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

### 【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i 概ね 達成	消費者トラブルの複雑化等に伴い、あっせん案件も複雑化し、解決に時間を要したり、不調に終わるものもあるが、被害の回復を図るために相談員のスキルアップ等に努めたことにより、目標値を概ね達成した。		達成
ii 達成	適正飼養の推進や、地域猫活動を促進するさくら猫プロジェクトの実施、市町村が行う不妊・去勢手術助成事業への補助により猫の引取り数が減少することで、目標値を達成した。		

#### 【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、出前講座の案内を高齢者施設等にも広く配布し、77回(9,138人参加)実施した。</li> <li>・高等学校等では消費者の基本的な権利と責任や消費者の保護のほか、悪質商法やネットトラブル等による消費者被害の事例紹介、成人に対しては、生涯を見通した生活における消費行動等、各世代に応じた消費者教育を実施し、浸透を図った。</li> <li>・新聞広告、ホームページ、SNS等により、健康食品の定期購入やマルチ商法などの悪質商法等に対する注意喚起を行い、被害の未然防止に努めた。</li> <li>・成年年齢引下げに伴う消費者被害の防止に向け、県内の高校等(26校)に対して巣立ち教育出前講座の開催をコーディネートし、講座を実施した(23校)。</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員フォローアップ研修や指定消費生活相談員養成研修(計12講座)で最新の知識を提供するなど、県・市町村消費生活相談員の資質向上を図った。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業施設の感染症対策強化のため、試験検査や指導等を実施した。</li> <li>・入浴施設のレジオネラ症対策として、浴槽水等29施設、56検体の検査を行い、検出された15施設に対し改善指導を行った。</li> <li>・入浴施設の自主管理体制確保のために行うレジオネラ属菌の自主検査について、対象施設698施設のうち618施設から報告があり、R4年度と比較して報告率が4ポイント向上した。また、報告のない80施設に対し検査実施の指導を行った。</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターでは、犬と猫の譲渡会を月3回日曜日に実施するとともに、随時譲渡を行い、446頭を譲渡した。</li> <li>・動物愛護センターや小学校で、7,954人に動物愛護教育を実施した。</li> </ul>

#### 【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(5年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①②	消費生活安全・安心推進事業	99.2	102
③	監視指導費	—	102
④	動物愛護協働推進事業	148.5	102

#### 【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県消費生活審議会 (R5.8)  
 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、様々な媒体でいろいろな場面を利用して啓発を実施することが重要である。

#### 【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.4に成年年齢が引下げられたことから、消費者教育コーディネーター(消費生活相談員)を高校等に派遣し、巣立ち教育出前講座等を通じて、若年者の被害防止・救済に向けた実践的な消費者教育の充実・強化を図る。また、高校3年生の保護者に対し、啓発用リーフレットを配布するなど啓発を行う。</li> <li>・消費関係の法律講座を県内2か所で開催するほか、SNS・新聞等様々な媒体を活用し、対象者のライフステージに応じた注意喚起等を行うことにより、着実に消費者被害の未然防止・拡大防止を図っていく。</li> <li>・商品やサービスを選択する際に、価格や品質だけでなく社会的課題について考える「エンカル消費」を推進するため、エンカル消費に積極的な店舗にリーフレット設置をするとともに、消費生活啓発講座内容にエンカル消費も加え啓発を行う。また、ラッピングバスの運行等を通じて、広く県民に啓発する。</li> <li>・高齢者や障がい者の消費者被害防止に向けた地域の見守り活動を促進するため、市町村と連携して見守りサポーターを育成する。</li> <li>・おおい動物愛護センターを中核として、適正飼養と終生飼養の啓発、飼い主のいない猫対策、譲渡の推進に取り組み、殺処分頭数を減少させる。</li> <li>・愛護教育を専門に行う職員を配置し実施している動物愛護教育(命の授業)により、次世代を担う小学生を主な対象とし、犬や猫の適正飼養やいのちの大切さを伝えることで、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会を目指す。</li> </ul>